

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

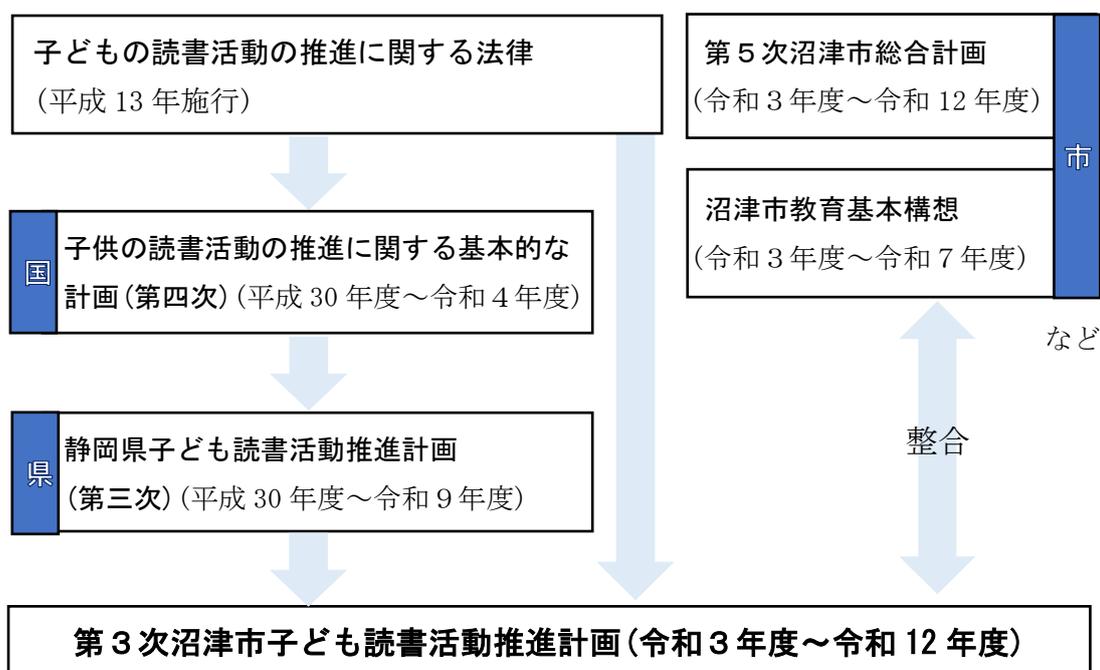
沼津市では、平成18年3月に「沼津市子ども読書活動推進計画」、平成25年3月に「第2次沼津市子ども読書活動推進計画」を策定し、全ての子どもが、魅力と価値ある本を、読みたい時に読みたい場所で、自主的に読書活動が出来るよう諸条件を整備してきました。

その取り組みの成果と課題を踏まえ、これまでの取り組みを継続・拡充し、更なる子どもの読書活動推進を図るため、「第3次沼津市子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国や県の計画を基本として策定します。

また、策定に当たっては、第5次沼津市総合計画や沼津市教育基本構想等との整合を図ります。



3 計画の対象

本計画でいう「子ども」とは、おおむね 18歳以下の者とします。

なお、子どもの読書活動を推進する上では、子どもに関わりのある人たちの存在が重要なことから、保護者を始め教職員、行政関係者、ボランティア等も計画の対象とします。

4 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、おおむね5年を目途に、計画の遂行状況を踏まえて見直します。



5 子どもの読書を取り巻く社会情勢の変化

(1) 情報通信手段の普及・多様化

従来のパソコンやタブレットに加え、1人が1台所有し、簡単に持ち運ぶことが出来る情報端末であるスマートフォンが、急速に普及したことに伴い、インターネットは社会生活の中心となりつつあります。

また、小・中・高等学校などの教育の場で、児童生徒各自がタブレット等のICT端末を活用して授業を進める、GIGAスクール構想の取り組みが進められています。

これらの状況は、子どもの読書環境に影響を与える可能性があることから、今後、現状把握と分析が必要です。

なお、沼津市が今回行ったアンケート結果では、「知らない言葉の意味を調べたり、興味があることを調べたりする時どうしますか」の設問に、「インターネットで調べる」と回答した児童生徒は、小学校5・6年生は75.0%、中学生は90.2%、高校生は92.8%と高い割合になっています。

(2) 読書離れ

全国の小・中・高等学校の児童生徒を対象とした「第65回学校読書調査」(公益社団法人 全国学校図書館協議会)によれば、令和元年5月の一か月の平均読書冊数は、小学生が11.3冊、中学生が4.7冊、高校生が1.4冊となっており、前計画時と比べて小学生・中学生は増加、高校生は減少傾向にあります。

また、1冊も読まなかった子どもの割合は、小学生6.8%、中学生12.5%、高校生55.3%となっており、学年が進行するにつれて、読書離れが進んでいることが分かります。

なお、沼津市におけるアンケート結果でも、「あなたは、学校の読書の時間も含めて、家や学校や図書館などで、一か月にどのくらい本を読みますか」の設問に、「読まない」と回答した児童生徒は、小学校5・6年生は5.1%、中学生は16.1%、高校生は24.6%で、全国と比べて小学生と高校生の割合は低いものの、年代を追うごとに読者離れの傾向が見られます。

(3) SDGsの普及啓発

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のことです。

SDGsの17の目標の中で、図書館に最も深い関係があるとされる目標は、ゴール16の「平和と公正をすべての人に」です。その中では、「情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する」と記述され、これは図書館の目的と一致します。

また、図書館は、学校教育や社会教育でも大切な存在であることから、ゴール4の「質の高い教育をみんなに」や、さまざまな団体や企業と連携していることから、ゴール17の「パートナーシップで目標を達成しよう」に関係しています。

これら個別のゴールだけでなく、多様な図書を収集・保存し、人々の利用に供する図書館は、SDGsの全般的な達成に役割を果たすよう取り組んでいくことが必要です。

(4) 読書バリアフリー法の施行

令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行されました。

この法は、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無に関わらず、全ての人を読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにすることを目的としています。

そのため、視覚障がい者等の読書への利便性が高い電子書籍等の普及と共に、点字図書・拡大図書等、視覚障がい者等が利用しやすい書籍の供給、これらの量的拡充・質の向上が図られることが示されています。

地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施しなければなりません。

6 計画の目的

情報通信手段の普及と多様化により、子どもたちを取り巻く読書環境が大きく変化することが予想されることから、本市では、社会状況の変化に柔軟に対応しつつ、読書の楽しさを子どもたちに伝える取り組みを推進していきます。

また、本計画の副題を「本好き沼津っ子育成プラン」とし、「本が好き」と思える子どもの育成を図るため、子どもたちが読みたい時に、本を手にとることが出来る環境を整備することを目的とします。

7 計画の基本方針

本計画の目的を達成するために、次の方針を掲げ、子どもの読書活動を推進していきます。

(1) 本に親しむ機会づくり

子どもが活動するそれぞれの場で、読み聞かせやイベント等、本に興味を持ち、本の楽しさを感じるための取り組み等を行い、本に親しむ機会づくりを進めます。

(2) 読書環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を支えるため、魅力ある本を興味に応じて提供出来る体制やサービス等、読書環境の整備・充実に努めます。

(3) みんなで支える読書

子どもの読書活動を推進するため、保護者を始め、教職員、行政関係者、ボランティア等、広く市民に対して、子どもの読書の意義や大切さについて啓発を行います。

また、家庭や幼稚園・保育所等、学校、図書館、地域、民間団体など、子どもの読書活動を支えるさまざまな施設や団体等の連携を進めます。